祉医療費助成制度のお知らせ

圓福祉課 民生福祉班 ☎0820 (7) 5505

費で助成する制度です。 ち医療保険の自己負担額を公 象者の医療に要する経費のう 福祉医療費助成制度は、 拉

なお、

乳幼児・ひとり親家

再編交付金を活用して、県内 びっ子・中学生医療費助成(町 通院1000円)およびち 部負担金(入院2000円 庭医療費助成(県制度)の一 の自己負担額は、米軍

医療機関での窓口負担をなく

乳幼児医療費助成制度

円以下の世帯(父母の合算額) 村民税所得割額13万6700 税額控除、調整控除)前の市町 税額控除(配当控除、 外国

定します。

※年少扶養控除廃止前の旧税

いします。

額を計算して所得要件を判

2)所得要件

■対象となる人

0歳~小学校就学前まで

※年少扶養控除廃止前の旧税 (2)所得要件

なします) 同居の場合は、 対象で、世帯が別でも実態が 帯(同居の父母等の課税額も 市町村民税所得割非課税世 同一世帯と見

(町制度) ちびっ子医療費助成制度

(1)年齢要件 ■対象となる人

中学生医療費助成制度(町制度)

定します。

額を計算して所得要件を判

者のみ) (未就学児は、県制度非該当の 0歳~小学校6年生まで

ひとり親家庭医療費助成制度 2)所得要件 (県制度)

■対象となる人

1)世帯要件

または父および当該児童 3月31日までの間にある児童 を養育するひとり親家庭の母 18歳に達する日以降の最初の

日以降の最初の3月31日ま での間にある児童 父母のいない18歳に達する

険証、

■手続きに必要なもの

税等の申告が必要です。

(2)所得要件 ①年齢要件 ■対象となる人 中学校1年生~3年生まで

(共通事項)

日まで ■受給者証有効期間 8月1日~令和5年7月31

きをしてください。 合支所・出張所で申請の手続 対象になると思われ 福祉課または最寄りの総 る

ください。 い方は7月中に手続きをして すので、 方には更新書類を送っていま なお、すでに受給している 手続きのお済みでな

※収入が0の方も申告をお願 印鑑、受給対象者の健康保 父母の令和4年度住民 戦没者等ので遺族の皆をまへ

圖福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、 国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月 1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」 や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」 等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない 場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人 に支給します。

- (1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等 援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

- ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことな どの要件を満たしているかどうかにより、順番 が入れ替わります。
- (4)(1)~(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、 姪など)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計 関係があった方に限ります。
- ■支給内容

額面 25 万円 (5年償還の記名国債)

■請求期限

令和5年3月31日